

令和7年度版

# 「雲仙カアツプ」 「光り輝く」



- 光り輝く雲仙カアツプ事業…………… P1～P9
- 林業振興事業…………… P9
- 小規模私有林整備支援事業…………… P10
- FRP漁船廃船処理事業…………… P10
- 漁業と漁村を支える人づくり事業…… P10
- 雲仙市和牛・乳牛保留事業、  
雲仙市和牛生産活性化事業…………… P11
- 雲仙ブランド即売促進事業…………… P12
- 雲仙市農地保全事業…………… P13
- 農地中間管理機構促進対策事業…………… P13

- 農地中間管理機構関連農地整備事業… P14
- 経営開始資金…………… P14
- 農地売買等特例事業…………… P15
- 農地移動適正化あっせん事業について… P16
- 長崎県家畜導入事業…………… P17
- ながさき農業デジタル化促進事業…… P17
- ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業… P18
- 農業金融制度資金…………… P19
- 農業就業者確保育成対策事業…………… P20

## ～補助事業の流れ～

○補助金交付申請→交付決定→事業着手となることから、補助金交付申請から事業着手まで一定の期間を要します。  
また、予算に限りがありますのでお早めに相談・申請してください。

## ～成果報告について～

○令和4年度より、本事業に係る事業導入成果について、追跡調査を行い、成果報告の提出を求める場合があります。

# はじめに



現在、農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や従事者の高齢化などに伴う労働力不足をはじめ、生産資材や肥料、燃油等の価格高騰による経営への影響など、大変厳しい状況が続いております。

このような中において農林水産業の生産力を維持・発展させていくためにはICT等の先端技術を活用するとともに、従事者の確保や人材の育成、農地の集積・集約化を図っていく事が重要であります。

本市の基幹産業である農林水産業が、持続的に成長できるよう、市では「光り輝く雲仙力アップ事業」と総じて、様々な市独自の支援策をメニュー化し、力強い産地づくりの支援に取り組むとともに、有機農業の推進に向けた取り組みも進めてまいります。

農林水産業者の皆様のご取り組みが、本事業を有効に活用され魅力ある産業として持続的に発展されますことを祈念申し上げます。

雲仙市長 金澤 秀三郎

## 光り輝く雲仙力アップ事業

### スマート農業推進事業

※新規就農支援事業以外の事業につきましては、連続した年度での申請はできませんので、ご了承ください。

### スマート農業推進事業

#### ①スマート農業機械導入事業

**採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。  
・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であること。  
・導入する機械の使用に必要な免許を保有していること。

**対象経費** ・ドローン、自動走行農機等国のスマート農業技術カタログに掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。ただし、本事業の対象となる機械は、光り輝く雲仙力アップ事業の他の事業(新規就農支援事業を除く。)の補助対象とならない機械に限る。

**補助率等** ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額1,000千円以内)

#### ②ドローン資格取得支援事業

**採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住し、受講資格を有する農業者とする。  
・補助対象となる資格は、農業用薬剤散布に使用する無人航空機(以下「ドローン」という。)を操作するための資格とする。  
・補助対象となる「ドローン資格取得」とは、農林水産省消費・安全局長の登録を受けた登録認定等機関が実施する教習を受け、無人航空機(ドローン)による空中散布等を安全かつ適正に実施することができる技術・知識等を十分に有するとして、オペレーターとして認定され、技能認定証の交付を受けることをいう。  
・資格取得後は、農業用薬剤の空中散布に使用するドローン操作に従事するものとする。

**対象経費** ・ドローン操作資格取得の受講料及び認定証交付料  
・受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費等は、補助対象としない。  
・受講回数は、1人1回限りとし、再受講経費及び補講料は、補助対象としない。

**補助率等** ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額100千円以内)



#### ③環境制御機器導入事業

**採択要件** ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。  
・導入する資材等については、環境制御の効果が期待できるものとし、その基準については別に定める。

**対象経費** ・環境制御機器の購入費

**補助率等** ・当該事業に要する経費の3分の1以内(補助金限度額)1,000千円。ただし、1戸での申請の場合は300千円。

## スマート農業推進事業

### ④出荷調整用機器導入事業

- 採択要件** ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
- 対象経費** ・自動フィルム包装機、自動選別機、冷蔵庫用加湿器の購入費
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の3分の1以内（補助金限度額）2,000千円。ただし、1戸での申請の場合は300千円。



### ⑤アシストスーツ導入事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者又は認定新規就農者とする。  
・導入する機器は、装着することで体や動作をアシストする機器であることとする。  
・導入する機器は補助力(アシスト力)10Kgf(キログラムフォース)以上のものとする。  
・導入する機器は、農業にのみ利用するものとし誓約書を提出する。
- 対象経費** ・アシストスーツの購入費
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額500千円以内)

## 担い手育成支援事業

## 新規就農支援事業

### ①農業機械導入事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。  
・審査基準日は交付申請書受付日とする。  
・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。  
・導入する機械は汎用性のないものとし、その基準については別に定める。
- 対象経費** ・農業機械及びその機械の付属品の購入費
- 補助率等** ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金受給者：事業費の1/5以内（補助限度額1,000千円）  
・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金非受給者：事業費の2/5以内（補助限度額1,500千円）



### ②農業施設整備事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。  
・審査基準日は、交付申請書受付日とする。  
・面積がおおむね5a以上、かつ、間口2.5m以上の園芸用ハウス（AP、ガラス、硬質ビニールハウス等）及び面積がおおむね1a以上の育苗ハウス並びに面積が200m<sup>2</sup>以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設
- 対象経費** ・園芸用ハウス及び育苗ハウス、畜舎又は家畜糞尿処理施設を新規に整備するために要する経費
- 補助率等** ・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金受給者：事業費の1/5以内（補助限度額1,000千円）  
・国の農業次世代人材育成事業または、経営開始資金非受給者：事業費の2/5以内（補助限度額1,500千円）

## 新規就農支援事業

### ③ 新規就農者移住促進事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る。)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。
  - ・審査基準日は交付申請書受付日とする。
  - ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。
  - ・導入する機械は、汎用性のないものとし、その基準については、別に定める。
- 対象経費**
- ・農業機械購入補助あたっては、農業機械(中古機械を含み、耐用年数が2年以上ある機械に限る。)の購入を要する費用
  - ・施設借上補助については、施設(土地を含む。)の借上げに要する費用
  - ・営農を開始する際に必要な初期費用(種苗、肥料、農薬、被服資材、支柱、防草シート)
- 補助率等**
- ・機械購入補助:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 1,500千円)
  - ・施設借上補助:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 500千円)
  - ・営農に必要な初期費用:実費額(補助金限度額 200千円以内で、市が認める額)



### ④ 経営簿記ソフト購入事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。
  - ・経営簿記ソフトを活用した青色申告を行うこと。
- 対象経費**
- ・経営簿記ソフトの購入経費
- 補助率等**
- ・実費額(補助限度額60千円以内で、市が認める額)

## 農業生産振興事業

### ① GAP認定取得支援事業

- 採択要件**
- ・雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
- 対象経費**
- ・GAPに係る研修会の受講料
  - ・認証機関が実施するJGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P又はMPS-GAP認証のための審査及び調査に要する費用(振込手数料、郵送料及び申請書式集代に係る費用を除く。)
- 補助率等**
- ・新たにGAP認定を取得する場合:実費額(補助金限度額 300千円以内で、市が認める額)
  - ・GAP認定を更新する場合:当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額 150千円)

### ② 農業用ドローン農薬等散布支援事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
  - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする
  - ・委託は、農薬散布が可能な資格を有する事業者への委託に限る。※個人への委託は不可
  - ・農薬は農水省が認めるものに限る。
  - ・交付は1圃場につき1回限りとする。
- 対象経費**
- ・農薬等散布に係る農業用ドローンの委託費
- 補助率等**
- ・当該事業に要する費用の1/2以内(補助金限度額は散布面積10aあたり1,500円以内)

## 農業生産振興事業

### ③緑肥作物導入促進事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。  
・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- 対象経費** ・緑肥の種子代
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の2/5以内。(ただし、景観緑肥用ヒマワリの種子代は3/5以内) 補助金限度額は1,000千円以内

### ④分解性資材活用推進対策事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。  
・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
- 対象経費** ・生分解性資材及び光分解性資材の購入費
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額1,000千円以内)

## スキルアップ支援事業

### ①農業視察研修事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する10戸以上の農業者で事業を実施する団体又は雲仙市内に居住する認定農業者または、認定新規就農者5戸以上を含む農業者で事業を実施する団体とする。  
(海外の場合は、2戸以上とする。)  
・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)  
・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)  
・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。
- 対象経費** ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金  
・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)  
・雑費:研修料金等  
・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)



### ②水産業視察研修事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する3戸以上の漁業者で事業を実施する団体とする。  
・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。  
(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)  
・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)  
・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。
- 対象経費** ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金  
・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)  
・雑費:研修料金等  
・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)

## スキルアップ支援事業

### ③ 林業視察研修事業

- 採択要件** 事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の林業者で事業を実施する団体とする。
- ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。)
  - ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は、対象外とする。)
  - ・研修対象回数は、同一団体では、年度内1回までとする。
- 対象経費**
- ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
  - ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
  - ・雑費:研修料金等
  - ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等** 当該事業に要する経費の1/2以内(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は300千円以内)

### ④ 女性農業者視察研修事業

- 採択要件** 事業主体は、雲仙市内に居住する3戸以上の女性農業者で事業を実施する団体とする。
- ・研修日程が日帰り研修の場合は、1箇所以上の研修とし、1泊2日以上の場合は、最低2箇所以上の研修を対象とする。(ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする)
  - ・研修対象地域は、市外とする。(ただし、諫早市、島原市及び南島原市は対象外とする。)
  - ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。
- 対象経費**
- ・交通費:公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金
  - ・借上料:バス借上料等(自家用は対象外)
  - ・雑費:研修料金等
  - ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。
- 補助率等** 当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額100千円以内、ただし海外の場合は、300千円以内)

## 担い手確保対策事業

### ① つながる担い手確保事業

- 採択要件** 事業主体は、雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する者又は雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する団体とする。
- ・市内の未就学児及び小中学生を対象とした農林水産業にかかる食育活動等を事業主体が講師となって実施する場合に限り対象とする。
- 対象経費** 会場借上料、資料代、資材等
- 補助率等** 実費額(補助金限度額100千円以内で、市が認める額)

### 環境負荷軽減対策事業

#### ①施設園芸省エネ設備導入事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。
  - ・導入する資材等については、省エネ効果や保温効果が確認できるものとし、その基準については別に定める。
  - ・事業主体の構成員全員が環境保全型農業に取り組むこととする。

- 対象経費**
- ・従来より保温性が優れた被覆資材及び省エネルギー施設装置の購入費

- 補助率等**
- ・当該事業に要する経費の3分の1以内(補助金限度額)1,000千円。ただし、1戸での申請の場合は300千円。



### 農業機械効率アップ推進事業

#### ①農業機械レンタル推進事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、雲仙市内に本店、支店又は営業所を有する農業用機械取扱業者であって、農業機械レンタル事業に取り組むものとする。
  - ・農業機械レンタル支援事業の対象農業者は雲仙市内に居住する農業者とする。
  - ・事業主体は、農業者に対し農業機械レンタル料金(補償料、搬送料、整備料を含む)から補助金額を控除してレンタルする事業を対象とする。
  - ・事業主体は、レンタルを利用する農業者に試運転や操作説明を行うなど、農作業事故が発生しないよう努めることとする。
  - ・対象となる機械は汎用性のないものとし、その基準及び仕様については別に定める。

- 対象経費**
- ・農業機械レンタル料金(補償料、搬送料、整備料を含む。)

- 補助率等**
- ・当該事業に要する経費の2/5以内。補助金限度額は別に定める。

#### ②集落営農利用機械整備事業

- 採択要件**
- ・事業主体は、市が認めた集落営農組織とする。
  - ・対象作物面積が4ha以上とする。

- 対象経費**
- ・農業機械及びその機械の付属品並びにオペレーター育成の資格取得に要する経費

- 補助率等**
- ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額1,000千円以内)



# 畜産環境衛生保全事業

## ①飼育設備改善事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する畜産業を営む認定農業者若しくは認定新規就農者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
  - ・事業主体は、事業に関係する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
  - ・導入する機器、資材、用具等については、当該年度内に設置するものとする。
- 対象経費**
  - ・飼育環境に係る設備改善に要する経費(扇風機、檻、柵、給餌機、スタンション、家畜監視用カメラ等)ただし、畜舎又は畜産施設敷地内若しくは放牧地で使用するものに限る。
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の1/3以内  
(補助金限度額:500千円以内)

## ②施設改善推進事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する畜産業を営む者又は雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
  - ・畜舎新增設改修については、飼養頭数の増頭又は維持を条件とする。
  - ・事業主体は、事業に関係する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
  - ・導入する機器、資材、用具等については、当該年度内に設置するものとする。
- 対象経費**
  - ・地域環境衛生(悪臭、騒音、羽飛散等)に対応する畜舎及び畜産施設の新増設改修又は機器及び資材に要する経費(防臭、防音、羽飛散防止ネット、浄化槽、畜産公害防止機器等)
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額:2,000千円以内)

## ③環境衛生保全事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
  - ・事業主体は、事業に関係する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修会等を含む。)を年1回受講するものとする。
- 対象経費**
  - ・家畜及び堆肥又は畜産施設における悪臭の防止又は衛生害虫類の駆除等を目的とした取組に要する経費(薬剤、堆肥発酵促進剤等)。ただし、雲仙市内の畜舎及び畜産施設内で使用するものに限る。
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の2/3以内  
(補助金限度額:200千円以内)

## ④堆肥流通促進事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体(改良組合、自衛防疫協議会等を含む。)とする。
  - ・事業主体は、事業に関係する研修会又は講習会(個人で行う視察、研修等を含む。)を年1回受講するものとする。
  - ・導入する機器、資材、用具等については、当該年度内に設置するものとする。
- 対象経費**
  - ・高品質堆肥の生産、流通及び散布に要する経費(堆肥舎、堆肥散布機、コンサルタント、成分分析等)
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の1/3以内  
(補助金限度額:1,000千円以内)



## 耕作放棄地対策事業

### ①耕作放棄地再生事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、農業者とする。
  - ・解消再生する耕作放棄地については、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。
  - ・耕作放棄地の解消再生面積は5a以上とする。
  - ・解消再生した農地については、事業完了後も引き続き耕作に努めなければならない。
- 対象経費**
  - ・耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の1/2以内  
（補助金限度額は解消再生面積10aあたり150千円で算出した額）



### ②放牧施設整備事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する農業者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
  - ・解消再生する耕作放棄地は、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。
  - ・耕作放棄地の解消再生面積は30a以上とする。
  - ・解消再生した放牧地については、事業完了後も引き続き放牧に努めなければならない。
- 対象経費**
  - ・放牧地整備に係る諸材料費、耕作放棄地解消再生に係る機械借上料等
- 補助率等**
  - ・当該事業に要する経費の1/3以内  
（補助金限度額1,000千円以内）

### ③獣害対策事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は1,000m<sup>2</sup>以上とする。
  - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
  - ・受益地については、電気柵又はワイヤーメッシュで囲むこととする。
- 対象経費**
  - ・電気柵、ワイヤーメッシュ、ネット及び防草シートの購入費
- 補助率等**
  - ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額200千円以内）
  - ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

### ④鳥害対策事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。
  - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
  - ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。
  - ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。
- 対象経費**
  - ・吹き流しの設置：ビニール、支柱、テープ等の購入費
  - ・鳥害対策装置の導入：鳥害対策装置の購入費
  - ・テグス張り等：テグス（釣糸）、支柱、防鳥網及びネットの購入費
- 補助率等**
  - ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額300千円以内）
  - ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

### ⑤べたがけ資材導入事業

- 採択要件**
  - ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は5,000m<sup>2</sup>以上とする。
  - ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。
  - ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。
  - ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。
- 対象経費**
  - ・べたがけ資材の購入費
- 補助率等**
  - ・2戸以上の団体：当該事業に要する経費の1/3以内（補助金限度額300千円以内）
  - ・認定農業者・認定新規就農者1戸：当該事業に要する経費の1/4以内（補助限度額100千円以内）

### 漁業者支援事業

#### ① 漁場環境美化推進事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に事務所を置く漁業協同組合(支所を含む。)とする。  
・各漁業協同組合が水揚げ等で支障となっている廃棄物を収集し、処理する事業
- 対象経費** ・収集及び処理に要する経費(ゴミ袋代、処理費等)
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/3以内。  
(補助金限度額、組合員数が100名以上の場合は500千円、  
組合員数が100名未満の場合は300千円以内)



#### ② 漁業施設等整備事業

- 採択要件** ・事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の漁業者で事業を実施する団体、  
または雲仙市内に事務所を置く漁業協同組合(支所を含む。)とする。  
・導入する機械は汎用性のないものとし、その基準については別に定める。
- 対象経費** ・漁業用関連施設の整備及び漁業用関連機械(水産加工用も含む。)の導入に要する経費。
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額3,000千円以内)

#### ③ 技術力アップ支援事業

- 採択要件** ・事業主体は雲仙市内に居住する3戸以上の漁業者で事業を実施する団体とする。  
・漁業技術向上を図るための活動を対象とする。
- 対象経費** ・会場借上料、資料代、研修会時講師謝礼等
- 補助率等** ・実費額(補助金限度額100千円以内で、市が認める額)



### 林業振興事業

#### ① 私有林整備促進支援事業

- 採択要件** ・事業主体は、長崎県造林補助事業(森林環境保全直接支援事業)又は長崎県合板・製材生産性強化対策事業  
又は長崎県林業・木材産業成長産業化促進対策事業の採択を受けたものとする。
- 対象経費** ・人工造林、間伐、更新伐、枝打ち、除伐、下刈り、保育伐、森林作業道整備等にかかる経費とする。
- 補助率等** ・当該事業に要する経費の3/10以内とし、1ha当たり100千円を限度とする。

## 小規模私有林整備支援事業

### 保育間伐・搬出間伐

- 補助対象要件**
- ・森林経営計画が策定されていない森林
  - ・国・県の同様の補助を受けていないこと
  - ・林齢が11年生から90年生まで
  - ・1 施業地当たりの面積は0.1ha以上 5.0ha未満
  - ・間伐率はおおむね20%
  - ・申請日以前 5年間森林施業が行われていない



- 補助率等**
- ・長崎県造林補助標準単価表に記載されている標準単価の68%（刈り払い加算有り）  
※予算の範囲内

### 作業道開設

- 補助対象要件**
- ・森林経営計画が策定されていない森林
  - ・国・県の同様の補助を受けていないこと

- 補助率等**
- ・1,000円/m  
※予算の範囲内



## FRP漁船廃船処理事業

### ①FRP漁船廃船処理事業

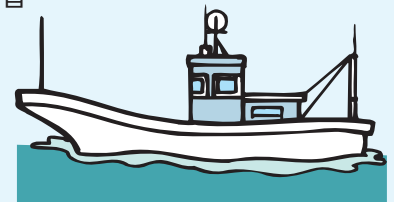
- 補助対象船舶**
- ・雲仙市管内の漁港又は港湾施設に係留又は保管するものであって漁業者又は漁業者であった者が所有するFRP漁船。
  - ・漁船法第10条第1項の登録を受けた船舶
  - ・過去に漁船法第10条第1項の登録を受けており、最終の使用目的が漁業の用に供していた船舶
  - ・総トン数1トン未満の無動力船で漁業の用に供している船舶
  - ・総トン数1トン未満の無動力船で最終の使用目的が漁業の用に供していた船舶

- 事業実施主体**
- ・雲仙市管内の各漁業協同組合
  - ・雲仙市内に住所を有し漁業を営んでる者、又は過去に漁業を営んでいた者

- 採択要件**
- ・処分しようとする船舶に係る利害関係者からの同意があること。
  - ・補助対象船舶を適正に処理できる見込みがあること。

- 対象経費**
- ・FRP漁船の廃船処理に要する経費

- 補助率等**
- ・当該事業に要する経費の1/3以内(補助金限度額 1隻当たり80千円)



## 漁業と漁村を支える人づくり事業

市外からの参入や市内の非漁業者からのチャレンジを支援することで、新規漁業者の増加につなげ地域における活力の向上を図る。

### ①漁業就業実践研修事業

- 採択要件**
- ・新たに漁業を始めるもの（漁業経験が1年未満）であって、かつ雲仙市漁業担い手確保計画に基づき、就業定着の意欲と能力があると市が認めるもの

- 補助率等**
- ・研修費 15万円以内/月(※最長3年間)

### ②就業確保支援事業

- 採択要件**
- ・漁業就業希望者に対する就業を目的とした漁業技術習得のための長期研修を実施するための経費(2親等以内の研修生の場合を除く)

- 補助率等**
- ・月額15万円以内、ただし、延長の場合、5万円以内/月(※最長1年間)

## 雲仙市和牛・乳牛保留事業

### ①優良雌子牛の市内保留（肉用牛）

- 事業主体** ・雲仙市内に住所又は事業所を有し、和牛繁殖農業を営む個人又は法人とする。
- 採択要件** ・全国和牛登録協会黒毛和種登録規程による登録資格牛であって、雲仙市内で生産された雌子牛であること。  
 ・父母、祖父母とも登録牛であること。  
 ・月齢は年度内に生後6箇月以上16箇月未満のもの。  
 ・母牛が登録点数81.0点以上を得点したものを原則とする。  
 ・産肉能力が判明している本牛の期待育種価又は期待の期待育種価において、6形質の育種価のうち「枝肉重量」又は「脂肪交雑」のいずれかがA(上位1/4以上)であること。  
 ・雲仙市優良牛指定審査会の審査を受け認定されたもの。  
 ・優良牛の指定については、年間1農家当り飼養頭数(該当年度4月1日)に応じて設定する。

飼養頭数	1～19頭	20～39頭	40～49頭	50頭以上
限度頭数	2頭	3頭	4頭	5頭

- 補助率等** ・補助金限度額 1頭当り60,000円以内(県等の補助事業との重複不可)

### ②優良雌子牛の市内保留（乳用牛）

- 事業主体** ・雲仙市内に住所又は事業所を有し、酪農業を営む個人又は法人とする。
- 採択要件** ・登録資格を有し、雲仙市内で生産された雌子牛であること。  
 ・父母、祖父母とも登録牛であること。  
 ・月齢は年度内に生後12箇月以上のもの。  
 ・母牛が登録点数79.0点以上を得点すること。または、母牛の能力検定で年間乳量8,200kg以上の産子であるもの。  
 ・雲仙市優良牛指定審査会の審査を受け認定されたもの。  
 ・優良牛の指定については、年間1農家当り飼養頭数(該当年度4月1日)に応じて設定する。



飼養頭数	1～19頭	20～39頭	40～49頭	50頭以上
限度頭数	2頭	3頭	4頭	5頭

- 補助率等** ・補助金限度額 1頭当り40,000円以内(県等の補助事業との重複不可)

## 雲仙市和牛生産活性化事業

### ①優良肥育牛（黒毛和牛）導入育成

- 採択要件** ・市内において生産され、県南家畜市場においてせり又は入札により取引がなされた子牛を肥育素牛として導入すること。ただし、補助対象者自らが市内において生産した子牛を肥育素牛として導入する場合又はせり等によらない取引がなされた子牛を肥育素牛として導入する場合(以下「一貫経営等」という。)は、この限りではない。  
 ・導入時の月齢が満6箇月以上12箇月未満の黒毛和種の去勢牛であり、血統書等の証明書を有していること。  
 ・導入時点での日齢体重が1.00キログラム以上であること。ただし、一貫経営等の場合にあつては、育種価(枝肉重量)が上位4分の1以上であること。  
 ・育種価(脂肪交雑)が上位4分の1以上であること。ただし、育種価が判明していない場合にあつては、父牛の育種価(脂肪交雑)が上位4分の1以上であり、導入時点での日齢体重が1.10キログラム以上であること。  
 ・年間10頭以上の導入及び肥育を行うこと。ただし、新規に事業を開始する者にあつては、年間40頭以上の導入及び肥育を行うこと。  
 ・市へ補助対象牛の出荷時の枝肉情報を提供すること。  
 ・肉用牛肥育経営安定交付金制度に加入していること。

- 補助率等** ・導入頭数100頭まで 1頭当り20,000円  
 ・導入頭数101頭から200頭まで 1頭当り10,000円  
 (国県等の補助事業との重複は、可とする。)



# 雲仙ブランド販売促進事業



## ① 認定品販売促進対策（認定者支援）

**採択要件** 雲仙ブランド認定品の販売及びPRを行うこと。

**対象経費**

- ・交通費:公共交通機関料金、フェリー料金、駐車場料金
- ・借上料:什器等借上げ料
- ・宿泊費:1泊につき、国内上限1万円、国外上限2万円
- ・雑費:印刷製本費、販売補助員(1名1日につき、上限1万5千円)、商談会等出展料、その他販売促進に要する費用
- ・飲食費は、補助対象としない。
- ・印刷物等については、新たなものに限る。(部数は最低ロット又は必要部数)

**補助率** 当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)



## ② 認定品成分分析（認定者支援）

**採択要件** 雲仙ブランド認定品の成分検査等を行うこと。

**対象経費**

- ・残留農薬分析検査の経費
- ・放射性物質検査の経費
- ・食品成分検査(食味検査)の経費
- ・貝毒検査の経費
- ・継続した同種の検査については認定期間中1回に限る。

**補助率** 当該事業に要する経費の1/3以内  
(補助金限度額1団体につき年間100千円以内)



## ③ 認定品デザイン及び改良（認定者支援）

**採択要件** 雲仙ブランド認定品の商品改良等を行うこと。

**対象経費**

- ・デザインの改良に要した経費
- ・商品の改良に要した経費
- ・社内研修等の講師謝金・交通費・宿泊費
- ・外部研修の受講料・交通費・宿泊費
- ・コンサルタント料
- ・コンサルタントの交通費・宿泊費

**補助率** 当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額1団体につき年間1,000千円以内)



## ④ 認定品行政機関等への申請（認定者支援）

**採択要件** 雲仙ブランド認定品の行政機関等への許可申請等を行うこと。

**対象経費**

- ・行政機関等への許可申請等に要した経費
- ・特許権、意匠権又は商標権の出願に係る経費については出願料、登録料、電子化手数料及び弁理士に対する報酬

**補助率** 当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)

## ⑤ 販路拡大及びPR（活用者支援）

**採択要件** 雲仙ブランド認定品を活用し、PRすること。

**対象経費** ・印刷製本費、広告宣伝費、その他PRに要する費用

**補助率** 当該事業に要する経費の1/2以内  
(補助金限度額1団体につき年間300千円以内)



# 雲仙市農地保全事業

農地保全の充実を図り、農業振興に資することを目的とした事業。

## ① 農道助成事業

**対象施設** 市道以外の農林業の用に供する道における、新設、拡幅改良、舗装

**補助要件** 受益農家3戸以上、幅員1.2m以上

**補助率** (イ)幅員2.0m以上は、10/10以内 (ロ)幅員1.2m～2.0m未満は、5/10以内

## ② 基盤整備地区内農道舗装事業

**対象施設** 基盤整備地区内の市道以外の農業の用に供する道の舗装

**補助要件** 基盤整備完了地区内の受益農家5戸以上、幅員2.5m以上

**補助率** 10/10以内(ただし、路肩法面の舗装については5/10以内)

## ③ かんがい施設助成事業

**対象施設** (新設・改良) 頭首工

(改修) 畑かん施設、用水施設(①ポンプ、②配電盤、③ボーリング、④送水管等)、ため池(斜樋、底樋、浚渫)  
(①～④)にかかわる付帯施設(ポンプ小屋、操作管理棟) 着工前

**補助要件** 受益農家5戸以上

**補助率** 5/10以内



## ④ 用排水路助成事業

**対象施設** 用排水路の新設・改良

**補助要件** 受益農家5戸以上

**補助率** 10/10以内(ただし、基盤整備完了地区内の法面の舗装については5/10以内)



## ⑤ 暗渠排水助成事業

**対象施設** 暗渠排水の新設・改修

**補助要件** 基盤整備完了後5年以内の地区内受益者

**補助率** 8/10以内

補助の対象となる資材は、コンクリート、石材、二次製品等で、特殊経費は重機等の機械借上料(オペレーター含む)や石工及び大工等の人夫賃金とする。 ※事業の施工に必要な用地については、無償提供を条件とする。

◎ 広く要望に応えるため、1事業主体につき、申請時の補助金は原則2,000千円を上限とする。

# 農地中間管理機構促進対策事業

農地の中間的な受け皿として、農地の貸し借り契約等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図る機関です。雲仙市では市が受託して業務を進めております。公的機関であるため、安心して貸し出すことができます。

## 農地の出し手に対する支援

※交付要件(遊休農地の解消計画の作成など)や、返還措置などの規定がありますので、必ず関係機関にご相談ください。

### 1 地域集積協力金

- ・地域のみなさんで話し合っ、地域の農地をまとめて農地バンクに貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付します。
- ・機構の活用率一般地域、中山間地域により交付単価が異なります。

【令和7年度の交付単価】

	農地バンクの活用率(累積可)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

# 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構を活用することで農家の方々の負担金がゼロで農地の基盤整備が可能な事業です。主には区画整理事業(併せ行う暗渠排水、用排水路整備等)が可能です。

## 1. 事業要件

- ① 農地中間管理権: 事業対象農地の全てが**農地中間管理権**を有すること。
- ② 受益面積: 事業対象農地(まとまりのある農地の合計面積) **5ha以上**。  
※事業対象農地を構成する各団地は**0.5ha以上のまとまりのある農地**。
- ③ 設定期間: 農地中間管理権設定期間が事業計画の公告日から**15年間以上**。
- ④ 集団化等: 事業対象農地の全てが担い手に集積され、完了後5年以内にその農地の8割以上を「まとまりのある農地」として**担い手に集団化**すること。  
※下表のAまたはBを満たすこと。
- ⑤ 収益性: 下表の4パターンのいずれかを満たすこと。



④ 集団化 \ ⑤ 収益性		(1)	(2)
		販売額が20%以上向上する	生産コストを20%以上削減する
A	担い手の経営面積の割合及び担い手が経営する0.5ha以上のまとまりのある農地の割合が <u>50%ポイント以上増加する</u>	【パターン1(基本)】 ○販売額20%以上向上	【パターン2(基本)※下記○の両方を満たすこと】 ○生産コスト20%以上削減 ○米の生産コスト9,600円/60kg以下
	担い手の経営面積の割合及び担い手が経営する0.5ha以上のまとまりのある農地の割合が <u>50%ポイント以上増加しない</u>	【パターン3 ※下記○の3つを満たすこと】 ○販売額20%以上向上	【パターン4 ※下記○の3つを満たすこと】 ○生産コスト20%以上削減
B		○「現況農地が狭小不整形」又は「排水不良等」の農地が事業対象農地の過半数を占める地域 ○「米の生産コスト9,600円/60kg以下」又は「高収益作物の生産額の割合が8割以上でその生産額が10%以上増加」又は「高収益作物の生産額の割合が5割以上でその生産額が50%以上増加」	

※担い手: 認定農業者、認定新規農業者、市町村基本構想水準到達者のこと

## 2. 事業費用負担

農家負担ゼロで、事業主体は**長崎県**となります。

※事業実施に必要な組織(土地改良区)の運営経費等は別途必要となる場合があります。

# 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付します。

## 経営開始資金

★交付要件(以下の要件をすべて満たす必要があります。)

- ① 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で農業経営者となることに強い意欲を有していること。
- ② 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
- ③ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ④ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ⑤ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑥ 青年等就農計画が、独立・自営就農5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画(所得目標300万円)であること。
- ⑦ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新技術の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。
- ⑧ 地域計画に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑨ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。
- ⑩ 農業経営人材育成研修プログラム等を受講・修了すること。

【交付額】 150万円/年×最長3年間

## 令和7年4月以降における「農地の売買の手続き」は以下のとおりになります。

1. 農地法3条による手続き…短期間での手続きが可能であり誰でも利用できるが、税の軽減措置等は受けられない。
2. 農地売買等特例事業による手続き…手続きに一定の期間(1年間程度)を要する。税の軽減措置あり。農地の買い手要件等あり。

また、農地の売渡相手が決まっていない場合に限り、次ページの「農地移動適正化あっせん事業」の活用が可能。

以下のとおり、新たに取り組みます「農地売買等特例事業」と「農地移動適正化あっせん事業」の事業内容等をご紹介します。

## 農地売買等特例事業

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月1日からはこれまでの農地売買の手続きの一つである基盤強化法による農地売買が廃止されます。

このことを受けて、長崎県では令和7年4月1日から公益財団法人長崎県農業振興公社が「農地売買等特例事業」に取り組みますが、雲仙市農林課ではその業務の一部を受託し、事業の支援を行います。

### 事業の要件等

**対象農地** ・農業振興地域の農用地であること。

**即売要件** ・売渡相手(買い手)が既に決定していること。

**買い手要件**

- ① 農業者要件：認定農業者または認定新規就農者
- ② 基準面積要件：買入れた後の経営面積が基準面積75a以上あること。
- ③ 団地化要件：買入れる農地を含め、大字内もしくは隣接大字内で概ね1ha以上の団地を形成すること。(中・山間農業地域は概ね0.5ha以上の団地形成)

### 経費の負担

**売り手** ・農業振興公社に農地を売り渡す価格の2% (ただし、1,000円未満は切り捨て、25,000円を下限とする。別途、消費税10%が必要)

**買い手** ・農業振興公社から農地を買い入れる価格の2% (ただし、1,000円未満は切り捨て、25,000円を下限とする。別途、消費税10%が必要)

### 税制の特例等

**売り手** ・譲渡所得税が、800万円まで特別控除されます。

**買い手** ・不動産取得税が軽減されます。(評価額の1/3が控除) また、登録免許税が軽減されます。(固定資産評価額 10/1,000)

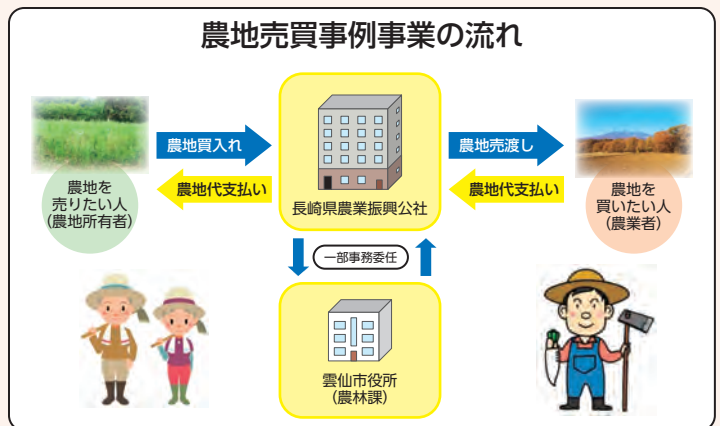
### 手続きの期間、事業スケジュール等

手続きには一定の期間(1年間程度)を要することになります。

基本的には、農地の売買を希望する前年度に事前調査を行い、要件や現地確認を行い事業の活用が見込まれる場合、次年度に農業振興公社が農地を買い入れて売り渡すという流れになります。

したがって、令和7年度は事業受付期間(要件確認調査等)、令和8年度が実際の売買手続期間となります。

売買手続をお急ぎの場合は、農地法3条による手続きをお勧めします。

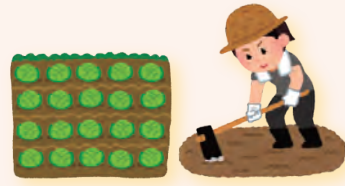


**【問合せ先】** 公益財団法人長崎県農業振興公社 TEL 095-894-3848  
雲仙市役所農林課 TEL 0957-47-7828



# 農地移動適正化あっせん事業について

農地を売りたい人、貸したい人、  
農地を買いたい人、借りたい人は、  
農業委員会へご相談ください。



## あっせん事業とは？

農地を所有されている人で、**農地の売買や貸借などの相手方が決まっていない場合**に、雲仙市農業委員会において、買手・借手となる受け手候補者を選定し、候補者との仲介（仲立ち）をする「農地移動適正化あっせん事業（あっせん）」を、令和7年4月から実施しています。

## 対象農地、要件は？

- ①対象となる農地は、農業振興地域内の農用地等。（ただし税の優遇措置を受けられるのは、農振農用地である農地に限られます。）
- ②売買の対象となる農地は、相続登記済みの農地で、抵当権のないもの（予定含む）に限る。
- ③対象となる農地について、すでに受け手が決まっている場合は対象外。
- ④農地の受け手となれる人は、あっせんする面積を含めて農業経営の農地面積が75アールを超えて耕作している農業を営む者（施設園芸等例外あり。）が対象となります。

## あっせん事業の手順は？

- ①農地を売りたい貸したい、または農地を買いたい借りたい人は、農業委員会へ申出書を提出ください。（土地登記事項証明書を添付）
- ②農業委員会で、買手・借手となる受け手の候補者を選定したうえで、候補者との間で、あっせん委員が仲介（仲立ち）を行います。  
ただし、あっせん成立までに早くても2か月程度を要し、受け手が見つからない場合もあります。
- ③あっせん成立後は、農業委員会へ農地法第3条で許可申請するか、市農林課へ「特例事業」として申請し、権利の移動設定を行っていただく必要があります。

## 税の優遇処置があります！

農振農用地である農地については、売買のあっせんが成立した上で、許可を得て農地を売った場合（売り主）は、譲渡所得の特別控除（800万円限度）を受けることができます。

## 農地移動適正化あっせん事業

### 農地の出し手

- ①高齢で農作業ができない。
- ②後継者がいない。
- ③相続した農地を売りたい。



あっせん委員  
による仲介  
(マッチング)

### 農地の受け手(農業を営む者)

- ①経営規模を拡大したい。
- ②分散した農地をまとめた。
- ③新規就農、新規参入したい。



# 長崎県家畜導入事業

肉用繁殖雌牛の整備及び増殖に意欲を有する方に対し経費の一部を助成します。

## 事業の概要

事業の概要		一般導入	一貫生産	幸男等娘牛※1
事業主体		農協等	営農集団	農協等
導入対象者		・畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体	・畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体 ・長崎型新肥育技術実施農家	・一般導入と同じ
増頭	単価	上限 100 千円/頭(1/3 以内)	上限 120 千円/頭(1/3 以内)	上限 110 千円/頭(1/3 以内)
	導入対象家畜(能力要件)	①本牛の育種価(脂肪交雑)上位1/4以上又は育種価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位1/2以上 又は ②県有種雄牛産子で父牛・母牛のいずれかの育種価(分娩間隔又は MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上		①本牛の育種価(MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上 又は ②父牛の育種価(MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上
維持※2	単価	上限 50 千円/頭(1/3 以内)	/	上限 60 千円/頭(1/3 以内)
	導入対象家畜(能力要件)	①父牛の育種価(脂肪交雑)上位1/4以上又は育種価(脂肪交雑及び枝肉重量)が上位1/2以上 又は ②県有種雄牛産子で父牛・母牛のいずれかの育種価(分娩間隔又は MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上		①本牛の育種価(MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上 又は ②父牛の育種価(MUFA(オイレン酸))が上位1/4以上
要件 実施方針等		県内家畜市場からの導入 ※1幸男等娘牛：幸男以降に生まれた若い県有種雄牛の娘牛 ※2維持タイプについては更新加速化事業を優先的に利用すること(併用不可)		

# ながさき農業デジタル化促進事業

事業区分	事業内容	対象品目	事業主体	採択基準	補助率
1 データ駆動型技術導入支援事業	(1) 施設データ駆動型技術導入支援事業	○環境モニタリング+環境制御機器・装置 【必須機器】 ①環境測定機器 ②炭酸ガス発生装置 ③ガス濃度コントローラー ④局所施用装置 【任意機器】 ⑤温湿度制御機器 ⑥高設栽培システム ⑦養液土耕栽培システム ⑧自動換気開閉装置 ⑨自動かん水装置	農業者が組織する団体 市町 農業協同組合 農業法人等 市町等が出資する団体	(1) 受益戸数は3戸以上とする。 (2) 事業主体欄の「農業者が組織する団体」とは、産地の構成員で組織され、規約等が整備された団体とする。 (3) 受益範囲は、同一品目同一産地内とする。 (4) 受益面積は、概ね30a以上とする。 (5) 環境制御機器の導入にあたっては、既存・新設問わず環境測定機器及び炭酸ガス発生装置を導入することを要件とする。(アスパラガスは環境測定装置のみを導入すること。) (6) 今年度より新規に事業を活用して導入する事業主体(対象品目アスパラガスを除く)の施設は、令和9年度までに必須機器の導入を行うこと。 (7) ヒートポンプは花きのみを対象とする。 (8) 高設栽培システムについては品種をゆめのか及び恋みのりとする。ただし恋みのりからゆめのかへの転換は認めない。 (9) 事業主体は構成員が測定したデータを持ち寄り、定期的に生育状況の比較検討や情報交換を行い、技術の向上を図ることとする。また、事業主体は県内農家に成果情報の提供を行うこととし、加えて、県・市町からデータ提供の要請があれば応じることとする。 (10) 県や国等が開催する環境制御技術を習得するための研修を受講することとする。	補助対象事業費の3分の1以内(ただし、事業内容の新植、改植、高接ぎ(アスパラガス・果樹)は2分の1以内)
	(2) 露地データ駆動型技術導入支援事業	①クラウド型マルドリコントローラー ②経営・生産管理システム			
2 遠隔・自動化技術導入支援事業	(1) 園芸遠隔・自動化技術挿入支援事業	①自動換気開閉装置 ②自動かん水装置 ③生育ライブカメラ ④直進アシストシステム ⑤ラジコン草刈機			※市町が県費以外に補助対象事業費の10分の1以上を補助する場合に限る。
	(2) 水田遠隔・自動化技術導入支援事業	①可変型施肥田植機 ②水田水管理システム ③直進アシストシステム ④ラジコン草刈機			

# ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行います。

## 次代につなぐ産地生産基盤応援事業

### ①産地基盤強化対策

○農業所得1000万円農家応援型

**事業主体** 農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者

**例示** 園芸ハウス、畜舎、等 ※農業機械は支援対象外

**補助率** 1/3以内

**要件** ①事業実施内容・事業効果の公表を同意  
②雇用の増加（年間250日以上の増加）※派遣雇用を含む  
③新規就農者等の研修受入

○認定農業者応援型

**事業主体** 認定農業者等の組織する3戸以上の団体等  
※認定農業者等には、認定新規就農者を含む（リースの場合）  
農業協同組合、森林組合、市町村が出資する団体

**例示** 共同生産管理施設（園芸ハウス3,000㎡以上）、共同利用機械施設、農産物加工用機械施設等

**補助率** 2/5以内（農業用機械は1/3以内）

### ②次世代の担い手確保対策

○後継者応援型

**事業主体** 農業後継者、又は農業後継者で組織する団体（リースの場合）  
農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

**例示** 生産管理施設（園芸ハウス1戸の場合は、1,000㎡、2戸以上の場合は2,000㎡以上）、農業用機械等  
※1戸での実施の場合は、農業用機械は支援対象外

**補助率** 2/5以内（農業用機械は1/3以内）

**要件** ①50歳未満  
②経営主と経営改善計画の共同申請  
③現状、当該農業経営に150日以上従事し、かつ農作業従事日数が60日以上

○認定新規就農者応援型

**事業主体** 認定新規就農者又は認定新規就農者の組織する団体（リースの場合）  
市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

**例示** 生産管理施設（園芸ハウス1戸の場合は、1,000㎡、2戸以上の場合は2,000㎡以上）、農業用機械等  
※1戸での実施の場合は、農業用機械は支援対象外

**補助率** 1/2以内（農業用機械は1/3以内）

**要件** ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者  
②農外及び県外からの農業参加者、又は親等と経営を異にする農家子弟

## 農業で稼ぐ農山村応援事業

### ①集落営農法人対策

○集落営農法人応援型

**事業主体** 3戸以上の農業者で構成された集落営農法人

**例示** 共同生産管理施設（園芸ハウス1,000㎡以上）、共同利用機械施設等

**補助率** 2/5以内

**要件** ①農地所有適格法人  
②集落の農業者の1/2以上で構成、又は集落の農地の1/2以上を営農利用、受託により集積する集落営農組織

### ②農山村集落対策

○稼ぐ農山村応援型

**事業主体** (1)移住集落タイプ  
移住促進および移住者を含む取組を実施する集落の構成員（受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上）  
(2)稼ぐ集落タイプ  
集落の定住者のみで取組を実施する集落の構成員（受益戸数2戸以上、ただし園芸ハウスは1戸以上）

**例示** ①地域特産物の生産体制強化  
・農業用機械（防除機、播種機、定植機、収穫機等）  
・農業用管理施設等の整備（パイプハウス、灌水施設を含む）  
・出荷調整機械（選別機、簡易予冷庫、結束機、梱包機等）  
②新たな販売開拓対策  
・農産物加工施設機械整備

**補助率** 移住集落タイプ2/5以内  
稼ぐ集落タイプ1/3以内  
（農業用機械は1/3以内）

**要件** ①集落の合意形成に基づき、集落計画を作成していること。  
②集落計画に位置づけられている取組であること。  
③市町、県、関係機関が一体となったフォロアップ体制が構築されていること。

○移住・定住促進応援型

**事業主体** 農業協同組合、市町等が出資する団体

**例示** 国庫事業の対象となる園芸ハウス

**補助率** 1/8以内  
※国庫事業（補助率1/2）を1/2活用し、県、市町のそれぞれ1/8の協調支援の場合の合計補助率は3/4

**要件** ①国庫事業を一体的に実施すること  
②リース対象者はUターンの認定新規就農者であること  
③団地化計画を作成すること  
④団地化計画で位置付けられる品目と作付け、環境データを共有化すること  
⑤3年間で5戸以上5,000㎡以上の園芸ハウスを導入すること

## ふるさと振興基盤整備事業

**事業主体** 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、

**例示** 土地改良区等かんがい排水施設整備、圃場整備対策（区画面積10a以上）、農道整備対策（全幅員3m以上）

**補助率** 1/2以内

**要件** 受益戸数2戸以上

※国等の補助となる事業は、原則として補助対象となりません。

※事業実施にあたり市町が補助対象事業費の10分の1以上を助成する場合に補助を行います。

※移住・定住促進応援型は、市町が補助する場合に、県は8分の1以内で、同等の割合を補助します。

※1事業主体あたりの上限補助金額は、25,000千円（ただし、受益戸数が1戸の場合は10,000千円）です。

ただし、移住・定住促進応援型は受益者1経営当たり10,000千円です。

※1事業主体あたりの助成対象事業費の下限額は1,000千円です。 ※農業用機械1台あたりの助成対象事業費の下限額は500千円です。

# 農業金融制度資金

令和5年1月現在 ※貸付金利は、金融情勢によって変動します。

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付条件			
				利率 (年利%)	償還期限 (うち据置)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
①農業近代化資金	1号	施設資金	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、排水施設、ハウス、農作物加工施設等の改良・造成、農機具等取得	0.8	認定農業者 7～15 (2～7)  その他の担い手 7～15 (2～7)  認定新規就農者 10～18 (5～7)  共同 7～20 (2～7)	個人 1,800  知事特認 20,000  法人・協業等 20,000  農業参入法人 15,000  共同 150,000	認定農業者 100  その他 80
	2号	果樹等植栽育成資金	果樹、茶、アスパラガス、花き、花木等の植栽、育成				
	3号	家畜購入育成資金	乳牛、繁殖用肉牛、繁殖用豚、肥育牛、肥育豚、鶏の購入または育成				
	4号	小土地改良資金	総事業費が1,800万円を超えない規模の客土、暗渠排水、畦畔改良、牧野改良				
	5号	長期運転資金	リース料、地代等				
	6号	農村環境整備資金	診療施設、水道施設、研修集会施設、生活改善センター等の取得				
	7号	大臣特認資金	農村給排水施設、特定農家住宅、内水面養殖施設資金				
②就農支援資金 (無利子)	青年等就農資金		<p>市町長に認定された「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農地の改良、造成</li> <li>●施設、機械の取得</li> <li>●家畜・果樹の導入、育成</li> <li>●土地建物賃借、施設・機械のリース</li> <li>●その他農業経営の開始に伴い必要な資材費</li> </ul>	無利子	17 (5)	3,700 (特認10,000)	100
③日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)		<p>認定農業者の経営改善計画の達成に必要な設備投資等の長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の取得、改良</li> <li>・施設、機械の取得等</li> <li>・加工処理施設、流通販売施設等</li> <li>・家畜・果樹の導入、育成</li> <li>・施設等の利用権、特許権等</li> <li>・農地借地料の支払</li> <li>・負債の整理等(制度資金は除く)</li> </ul>	0.4～0.8	25 (10)	個人30,000 (特認60,000)  法人100,000 (特認200,000)	100
④農業経営改善促進資金	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)		<p>認定農業者の経営改善計画の達成に必要な運転資金一般(ただし、既往負債の借換、生活資金等は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗代、肥料代、飼育代、雇用労賃等</li> <li>・肉用素蓄、営農用備品、消耗品等</li> <li>・施設、機械の修繕費及びリース料等</li> <li>・生産技術の習得費、市場開拓費</li> </ul>	1.5	1	<p>極度貸付方式 極度額の上限</p> <p>個人 500 法人 2,000</p> <p>(畜産・施設園芸を含む経営約4倍)</p>	—
⑤経営再建等を支援する資金	農業経営負担軽減支援資金		・農業負債の整理	0.8	10(3) 特認15(3)	経営改善計画に定める額	
	経営体育成強化資金		・認定農業者が農地の取得や改良、施設や機械の取得、家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成、農業負債の整理	0.8	25 (3～10)	個人 15,000 法人 50,000	前向き投資 80
⑥不慮の災害時等の長期運転資金	農林漁業セーフティネット資金		・農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合の長期運転資金	0.4～ 0.75	15(3)	600	—

# 光り輝く雲仙カアツプ事業に対して企業版ふるさと納税にて ご寄付していただいた企業のご紹介

## 日農工業(株)

本社所在地：福岡県筑紫野市大字俗明院10-1  
寄付金額：50万円  
寄付年月日：令和6年12月11日  
HP：https://www.nichinou.com

## (株)ジェーピーシー

本社所在地：東京都中央区八丁堀二丁目29番地11号  
三雄舎ビル3F  
寄付年月日：令和6年12月11日  
HP：https://www.jpotaato.co.jp

## 児島段ボール(株)

本社所在地：福岡県福岡市博多区  
博多駅東1丁目17番25号KDビル3F  
寄付年月日：令和7年2月13日  
HP：https://www.kdb.co.jp/index.html

## (株)アイ・シード

本社所在地：長崎県島原市有明町湯江乙1303-1  
寄付年月日：令和7年2月28日

## 「農業就業者確保育成対策事業」

★就農準備資金に取り組む就農希望者に対し、雲仙市が  
上乗せして支援します。

### ○事業要件

- ・次の要件を全て満たす必要があります。
  - ア 研修終了後は雲仙市内に在住及び就農が可能な方。
  - イ 就農準備資金を申請し、受給予定の方。
  - ウ 長崎県が認めた研修期間の研修生に応募し、合格されている方。（予定含む。）
- ・就農希望者に対する支援につきましては、年間60万円(B)とし、研修期間は最長2年間とします。



注) 研修終了後、雲仙市内に在住及び就農することができなかった場合には、全額返還することとなります。

## 問い合わせ先

- 光り輝く雲仙カアアップ事業…………… P1 ~ P9  
→雲仙市農林課、農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 林業振興事業…………… P9  
→雲仙市農林課林務班・各総合支所地域振興課
- 小規模私有林整備支援事業…………… P10  
→雲仙市農林課林務班・各総合支所地域振興課
- FRP 漁船廃船処理事業…………… P10  
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 漁業と漁村を支える人づくり事業…………… P10  
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 雲仙市和牛・乳牛保留事業、雲仙市和牛生産活性化事業… P11  
→雲仙市農林課畜産振興班、各総合支所地域振興課
- 雲仙ブランド即売促進事業…………… P12  
→雲仙市観光物産課物産班
- 雲仙市農地保全事業…………… P13  
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 農地中間管理機構促進対策事業…………… P13  
→雲仙市農林課農業班、各総合支所地域振興課
- 農地中間管理機構関連農地整備事業…………… P14  
→雲仙市農漁村整備課、各総合支所地域振興課
- 経営開始資金…………… P14  
→雲仙市農林課農業班、各総合支所地域振興課
- 農地売買等特例事業…………… P15  
→雲仙市農林課農業班
- 農地移動適正化あっせん事業について…………… P16  
→雲仙市農業委員会事務局
- 長崎県家畜導入事業…………… P17  
→雲仙市農林課畜産振興班
- ながさき農業デジタル化促進事業…………… P17  
→雲仙市農林課農業班
- ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業… P18  
→雲仙市農林課農業班・畜産振興班、農漁村整備課
- 農業金融制度資金…………… P19  
→雲仙市農林課農業班
- 農業就業者確保育成対策事業…………… P20  
→雲仙市農林課農業班

雲仙市役所	TEL:0957-38-3111
国見総合支所	TEL:0957-78-2111
瑞穂総合支所	TEL:0957-77-2111
愛野総合支所	TEL:0957-36-2111
千々石総合支所	TEL:0957-37-2001
小浜総合支所	TEL:0957-74-2111
南串山総合支所	TEL:0957-88-3111
九州農政局長崎県拠点	TEL:095-845-7121
長崎県農業再生協議会	TEL:095-895-2943



編集・発行事務局

雲仙市役所 農林水産部農林課

TEL:0957-47-7828 / FAX:0957-38-3205

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地